

健生食輸発0829第1号
令和6年8月29日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のジニコナゾール及びプロピコナゾール並びに緑豆のチアメトキサム)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年8月28日付け健生食輸発0828第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、タイ産スナップエンドウ及び緑豆において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことからタイ産未成熟えんどうのジニコナゾール及びプロピコナゾール並びに緑豆のチアメトキサムに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年8月29日	タイ	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ジニコナゾール	
		プロピコナゾール		
		緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	チアメトキサム	